両面印刷推奨

※市記載欄（申請者記載不要）

受付番号		受付日	

様式第６号（第４条関係）

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（エコキュート導入補助金）
交付申請書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年　　月　　日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー機器等推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申請します。

なお、交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任し、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行うよう依頼します。

申請者	氏名	フリガナ		
	住所	（〒　　－　　）		
	電話番号	（　　）　　－	メール アドレス	@
振込先 口座 **※申請者と同一名義のもの**	金融 機関名		銀行 ／ 信用金庫 ／ 信用組合 農協 ／ その他（　　）	
	支店名		支店 ／ 出張所 ／ 本店	預金種別　普通 ／ 当座 ／ 貯蓄
	口座番号 ※右詰めで記入			

以下、申請手続きを行う方について、□欄にチェック☑をしてください。

□　申請者本人が行う。	
□　要綱第１６条に記載されている内容について承知のうえ手続代行者に委任する。 **※申請者の押印が必須→**	印

⇨手続代行者が申請手続きを行う場合、以下の欄に会社名等を記載下さい。

会社名等		担当者	フリガナ
所在地	（〒　　－　　）		
電話 番号	事務所：（　　）　　－ 携　帯：（　　）　　－	メール アドレス	@
定休日☑	□月曜　□火曜　□水曜　□木曜　□金曜		

<table>
<tr><td rowspan="2">1　エコキュートの設置場所
（該当する項目にチェック☑）</td><td colspan="4">☐　申請者現住所と同じ
※エコキュートを導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。</td></tr>
<tr><td colspan="4">☐　申請者現住所と異なる（生計を一にする家族が居住している場合）

熊本市　　区</td></tr>
<tr><td>2　設置した建物の住宅用途</td><td colspan="4">☐ 専用住宅
☐ 併用住宅
※店舗等併用住宅の場合、専ら店舗等の用に供されるものではないこと。</td></tr>
<tr><td>3　事業完了日
※引渡日又は契約額の支払いが完了した日（領収日）のうち遅い日。</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4　エコキュートの概要</td><td>型番</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">年間給湯効率または年間給湯保温効率※1</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>5　総事業費
※工事費含む</td><td>税込</td><td>円</td><td>税　抜
（A）</td><td>円</td></tr>
<tr><td>6　（A）のうち補助対象経費</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>7　補助金交付申請額</td><td colspan="4">４０，０００円</td></tr>
<tr><td>8　誓約事項
（必ずお読みください）</td><td colspan="4">申請者本人が内容をご確認のうえ、チェックをお願いします。
☐ 市税の滞納はありません。
☐ 熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しません。
☐ 補助金の交付を受けたエコキュートは、要綱第９条に規定の処分制限期間（５年間）が経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図ります。やむを得ず処分制限期間内に処分する場合は、あらかじめ財産処分の承認を受けます。</td></tr>
</table>

※1　ＪＩＳ　Ｃ　９２２０において定める、年間給湯保温効率が３．６以上、ふろ保温機能のない機種にあっては、年間給湯効率が３．７以上のものが対象。

※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。